

物品使用貸借契約書 新旧対照表

(無償貸借)

改正後	現 行	備 考
<p>(契約の目的)</p> <p>第1条 甲は、別紙明細記載の物品（以下「本物品」という。）を、引き続き乙に無償で貸し付けるものとし、乙は本物品を本事業の研究開発成果の展開に資する研究開発等に使用するために借り受けるものとする。</p> <p>(期間)</p> <p>第2条 使用貸借の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとし、期間満了の1箇月前までに甲及び乙から特段の意思表示がなされないときは、本契約は期間満了の翌日から起算して同一内容で更に1年間延長されるものとし、それ以降も同様とする。但し、使用貸借の期間を延長する場合は、本物品の使用貸借は令和〇年〇月〇日を限度として終了するものとする。</p> <p>(使用場所)</p> <p>第4条 本物品の使用場所等については、別紙明細の通りとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(契約の目的)</p> <p>第1条 甲は、別紙_____記載の物品（以下「本物品」という。）を、引き続き乙に無償で貸し付けるものとし、乙は本物品を本事業の研究開発成果の展開に資する研究開発等に使用するために借り受けるものとする。</p> <p>(期間)</p> <p>第2条 使用貸借の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとし、期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも書面による異議がなされないときは、本契約は期間満了の翌日から起算して同一内容で更に1年間延長されるものとし、それ以降も同様とする。但し、使用貸借の期間を延長する場合は、本物品の使用貸借は令和〇年〇月〇日を限度として終了するものとする。</p> <p>(使用場所)</p> <p>第4条 本物品の使用場所、<u>使用者名</u>及び<u>使用責任者</u>は次の通りとする。</p> <p>使用場所：(使用場所の住所を記載)</p> <p>使用者名：(〇〇大学〇〇学部〇〇研究課等)</p> <p><u>使用責任者</u>：〇〇〇〇</p> <p>2 (略)</p>	